

172走行集材機械を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	8	8～9	山中において立木の伐採及び搬出作業中、Aの立木の伐採後、Bの立木の伐採準備に向かい、その間、重機がAの立木及びその周辺の材木の整理中、Bの立木が重機の旋回範囲内であったため、重機が整理中、突如丸太が重機に倒れてきたため、払おうと旋回したところ、重機の先端と立木の間に挟まれ負傷した。	47	7	60201	1～9
2	2017	5	2～3	支障木をルートに従って伐採をし、約2.8mに掘削して道を造り、杉丸太で法面工をし、最終目的地まで施行していく際、最後の仕上として地均しをする。その際に1名が運搬車に土砂を積込み、現場へ持って行きダンプして下ろし、1名がその土砂を地均ししていくとき、なぜキャタピラの上に足を置いたか不明だが、キャビン運転席の下に巻き込まれた。	58	7	30106	1～9
3	2016	8	11～12	林内で、重機操作の修練を兼ねて班長の指示により、伐倒木の移動作業を行うため重機に乗り作業をしていた。重機で伐倒木を2度移動させ、3度目の移動を試みたところ、重みに耐え切れず片側のキャタピラが浮きながら重機が左旋回した。身の危険を感じ、逃げようとしてキャビンから立木に左手をついたところ、キャビンが倒れ掛かり挟まれて左手の指を負傷した。	34	7	60201	10～29
4	2016	6	10～11	被災者はグラップル装着のバックボウに乗り、樹木の伐採を行っていた。約3m程上にある枝をアームを伸ばしきった状態で枝打ちしようとした際に、枝を落とした反動と枝の重みによりバランスを崩し法面に転倒した。その際、操縦するアームに胸を打ちつけ、あばら骨の骨	36	2	60201	1～9

				折及び肺を損傷した。				
5	2016	5	9 ～ 10	森林除染現場にて竹林伐採後の集積、フレコン詰め及び小運搬作業を、バックホウ重機の運転手が取り扱うつかみ機と、被災者による手作業を2人で実施していた。フレコンへの詰め込みを終えフレコンを移動させる作業において、フレコン吊り帯を直接つかみ機に掛けようとした時に、重機の運転手が誤って操作した為に被災者の右手を挟んでしまい被災した。	66	7	30106	30 ～ 49
6	2016	3	16 ～ 17	間伐作業現場で10tトラック（グラップルクレーン付）に原木を積み込み作業をしているときに、規格外の原木を1本つかんで外した際、グラップルクレーンの作業半径内で林内作業車の清掃をしていた作業員の頭部に原木が接触して転倒した。	25	6	60209	10 ～ 29
7	2016	1	14 ～ 15	伐採作業中に、倒木した木に巻き込まれ、左大腿骨骨幹部を骨折した。	43	6	30203	10 ～ 29
8	2015	12	13 ～ 14	溶接場前で不整地作業車の移動をするため、下車した状態でキーをONにしエンジンをかけた。前後進レバーが中立の位置になく、作業車が進み始め、スクラップボックスと作業車との間に挟まれ、腰を負傷した。	62	7	11702	50 ～ 99
9	2015	5	13 ～ 14	伐倒済みの材を林内作業車に積み込み集積作業中、被災者が林内作業車の積み荷がいっぱいになった為、本人の判断により林内作業車を移動、当初、搬出経路としていた経路とは異なる狭い所に進入してしまい方向転換を行おうとした際に、林内作業車と立木に挟まれ被災した。	61	7	60201	50 ～ 99
10	2015	5	7 ～ 8	伐採現場で、重機に燃料を運ぶため、燃料を積んだクローラを事業主が運転し、被災者はそのすぐ後ろに着いて作業道（幅員約2m、傾斜20°）を上方に向かって進行していた。登りから平坦になるカーブにさしかかった時、突然クローラの前方が立ち上がり、着地できずに反	76	6	60201	1 ～ 9

				り返ってきたため、そのはずみで事業主と被災者が転倒し、そこに横転してきたクローラが被災者に当たり負傷した。				
11	2015	4	11 ～ 12	間伐作業が終了し、丸太搬出に使用した農道の後片づけをしていた。道路脇に置いていたので架等を林内作業車に積み、山林内へ移動後、林内作業車から降りようとした際に荷台に積んでいた蔓に足が引っかかりバランスを崩したまま降り、左足だけで着地し左足アキレス腱を負傷した。	47	3	60201	30 ～ 49
12	2015	3	10 ～ 11	アカマツを伐倒する際、水路側へ倒れないよう滑車を介してロギングトラクタのウィンチで牽引し伐倒方向を定めた上で伐倒しようとしていた。ウィンチを巻いたところ、ワイヤが緊張した状態で集積されたアカマツの枝の一部がワイヤで圧されていた。枝に応力が掛った状態であるのは認識していたが、反発はないと判断して、屈折したワイヤを真直に戻そうと応力の掛った枝をチェーンソーで切ったところその枝が反発し、自身に当たり被災した。	44	6	60201	10 ～ 29
13	2015	1	14 ～ 15	国有林の皆伐現場において被災者はフォワーダの運転業務に従事中、気分が悪くなり目まいに襲われたため、機械を停車させ運転席から降りようとしたら頭から転落した。	64	1	60201	50 ～ 99
14	2015	1	13 ～ 14	被災者は、発注先にて、伐倒した木の運搬作業中、伐倒した木を載せるクローラーを前進させようとした際、前進のギアを入れないうままブレーキを離してしまったため、後退してきたクローラーと切り株の間に両足を挟まれ負傷した。	48	6	60201	1 ～ 9
15	2015	1	8 ～ 9	間伐現場の土場内において、前日から積載したままの数十本の丸太をフォワーダーの荷台から降ろすために、運転席横のレバー操作により荷台を所定の高さに上げた瞬間、凍りついた数十本の丸太がいきなり荷台後方に移動したことで、運転席側の左右のキャタピラーが地面から浮き上がり、丸太が地面に降りたと同時に車体が勢い良く地面に落下した。その時の衝撃により、臀部が座席シートに強くたたきつけられて骨折した。	54	6	60209	1 ～ 9

16	2015	1	15	伐倒後グラップルで一時集積したカラマツを山土場までけん引した後、集材のため幅員2.5m～3mの平坦な林道を移動中、操作を誤って道路を逸脱、法面を斜めに滑落、路肩より2m地点の伐根にぶつかり	73	1	60201	1	～
			16	ブルドーザーが横転した。横転した状態でさらに滑落し、その際操作レバー、フレーム等に親指、左右胸部、腰を強打、骨折を負った。					9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。